

# 1 議 事 日 程 (第 1 日)

(平成 20 年第 3 回有田川町議会定例会)

平成 20 年 9 月 9 日  
午前 9 時 30 分開会  
於 議 場

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 閉会中の所管事務調査報告について
- 日程第 5 発委第 1 号 有田川町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第 6 報告第 21 号 平成 19 年度 有田川町財政健全化判断比率等について
- 日程第 7 議案第 100 号 有田川町議会政務調査費の交付に関する条例を一部改正する  
条例の制定について
- 日程第 8 議案第 105 号 有田川町語学指導等を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関  
する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 83 号 平成 19 年度 有田川町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 10 議案第 84 号 平成 19 年度 有田川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決  
算の認定について
- 日程第 11 議案第 85 号 平成 19 年度 有田川町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の  
認定について
- 日程第 12 議案第 86 号 平成 19 年度 有田川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の  
認定について
- 日程第 13 議案第 87 号 平成 19 年度 有田川町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の  
認定について
- 日程第 14 議案第 88 号 平成 19 年度 有田川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決  
算の認定について
- 日程第 15 議案第 89 号 平成 19 年度 有田川町簡易排水事業特別会計歳入歳出決算の  
認定について
- 日程第 16 議案第 90 号 平成 19 年度 有田川町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認  
定について
- 日程第 17 議案第 91 号 平成 19 年度 有田川町かなや明恵峡温泉特別会計歳入歳出決  
算の認定について
- 日程第 18 議案第 92 号 平成 19 年度 有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計歳  
入歳出決算の認定について
- 日程第 19 議案第 93 号 平成 19 年度 有田川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算  
の認定について

- 日程第 20 議案第 94 号 平成 19 年度 有田川町岩倉財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 21 議案第 95 号 平成 19 年度 有田川町粟生財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 22 議案第 96 号 平成 19 年度 有田川町城山山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 23 議案第 97 号 平成 19 年度 有田川町八幡山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 24 議案第 98 号 平成 19 年度 有田川町安諦山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 25 議案第 99 号 平成 19 年度 有田川町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 26 議案第 74 号 平成 20 年度 有田川町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 27 議案第 75 号 平成 20 年度 有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 28 議案第 76 号 平成 20 年度 有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 29 議案第 77 号 平成 20 年度 有田川町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 30 議案第 78 号 平成 20 年度 有田川町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 31 議案第 79 号 平成 20 年度 有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 32 議案第 80 号 平成 20 年度 有田川町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 33 議案第 81 号 平成 20 年度 有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 34 議案第 82 号 平成 20 年度 有田川町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 35 議案第 101 号 有田川町移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 36 議案第 102 号 有田川町移動通信用鉄塔施設整備事業分担金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 37 議案第 103 号 有田川町ふるさと応援寄附条例の制定について
- 日程第 38 議案第 104 号 吉備町人材育成基金条例等を廃止する条例の制定について
- 日程第 39 議案第 106 号 有田川町立学校に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 40 議案第 107 号 有田川町地域交流センター条例の制定について

日程第 41 議案第 108 号 有田川町使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

日程第 42 議案第 109 号 有田川町土地開発公社定款の一部変更について

日程第 43 議案第 110 号 財産の取得について

日程第 44 議案第 111 号 平成 19 年度 妙見池埋立工事請負変更契約について

2 出席議員は次のとおりである (26 名)

1 番	尾 上 武 男	2 番	増 谷 憲
3 番	堀 江 眞智子	4 番	橋 爪 弘 典
5 番	東 武 史	6 番	細 東 正 明
7 番	田 中 良 知	8 番	岡 省 吾
9 番	前 〇 利 夫	10 番	湊 正 剛
11 番	佐々木 裕 哲	12 番	森 本 明
13 番	横 畑 龍 彦	14 番	殿 井 堯
15 番	浦 博 善	16 番	林 道 種
17 番	坂 上 東洋士	18 番	楠 部 重 計
19 番	新 家 弘	20 番	西 弘 義
21 番	中 〇 正 門	22 番	中 山 進
23 番	竹 本 和 泰	24 番	大 岡 憲 治
25 番	亀 井 次 男	26 番	森 谷 信 哉

3 欠席議員は次のとおりである (なし)

4 遅刻議員は次のとおりである (なし)

5 会議録署名議員

3 番	堀 江 眞智子	25 番	亀 井 次 男
-----	---------	------	---------

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（23名）

町長	中山正隆	副町長	山崎博司
清水行政局長	保田永一郎	会計課長	浜田文男
総務課長	須佐見政人	企画財政課長	山崎正行
総合業務課長	高垣忠由	消防長	前田英幸
福祉課長	星田仁志	環境衛生課長	河島一昭
住民課長	福原茂記	税務課長	赤井康彦
情報管理課長	水口克將	建設課長	中西一雄
産業課長	中島詳裕	地籍調査課長	大方肇
水道課長	山本満寿典	下水道課長	東敏雄
教育委員長	鈴間稔	教育長	楠木茂
学校教育課長	岩本良憲	社会教育課長	西尾幸治
監査委員	森本好典		

7 職務のために議場に参加した事務局職員の職氏名（2名）

事務局長 本下浩久 書記 池 ■ ひろ子

## 8 議事の経過

開会 9時28分

○議長（橋爪弘典）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は、26人であります。

定足数に達していますので、第3回有田川町議会定例会は成立いたしました。

ただいまから、平成20年第3回有田川町議会定例会を開会いたします。

開議 9時29分

○議長（橋爪弘典）

本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

…………… 日程第1 会議録署名議員の指名 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、3番、堀江眞智子君、25番、亀井次男君を指名いたします。

…………… 日程第2 会期の決定 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

この際、議会運営委員長から9月3日に行われた委員会開催の結果について、ご報告を願います。

議会運営委員長、岡省吾君。

○議会運営委員長（岡 省吾）

おはようございます。

議長の指名がありましたので、議会運営委員会の経過と結果について、ご報告申し上げます。

去る9月3日、議会運営委員会を開き、本定例会の会期、日程等について協議いたしました結果、会期につきましては、本日から9月25日までの17日間とし、日程については、お手元に配布されている日程表のとおりといたしたく思います。

日程第6から日程第44までの、報告1件、議案38件について一括上程を行い、当局から提案理由の説明を求めたのち、全員協議会にてご審議いただきたいと思います。

全員協議会が終わり次第、本会議において、日程第5、発委第1号から日程第8、議案第105号までの議案審議をお願いいたします。

この会期、日程等にご賛同賜り、円滑な議会運営ができますよう、議員各位のご協力をお願い申し上げます、報告といたします。

○議長（橋爪弘典）

お諮りします。

ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は、本日から9月25日までの17日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から9月25日までの17日間に決定しました。

…………… 日程第3 諸般の報告 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に町長より提出された議案等は、報告1件、議案38件であります。

また、議会運営委員長から議案が1件提出されております。

本日の説明員は、町長ほか22人です。

次に、監査委員より平成20年5月、6月、7月分の例月出納検査及び定期監査の結果が、それぞれお手元に配布のとおり報告されています。

次に、新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出については、総務文教常任委員会に付託することに決定しましたので、ご了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

…………… 日程第4 閉会中の所管事務調査報告について ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第4、閉会中の所管事務調査報告についてを行います。

総務文教常任委員会による所管事務調査視察研修が、去る7月29日から30日の2日間にわたり実施されておりますので、総務文教常任委員長から報告をお願いいたします。

総務文教常任委員長、森本明君。

○総務文教常任委員長（森本 明）

おはようございます。

ただいま議長の許可をいただきましたので、総務文教常任委員会の視察報告を、しばらくの間させていただきます。

平成20年7月29日から30日の一泊二日で、愛知県豊田市足助町、長野県下伊那郡下條村と昔の中仙道界隈を視察いたしました。

最初に足助町から報告させていただきます。

平成17年4月1日に、あの自動車で有名なトヨタ自動車の豊田市に編入され、人口9,600人の町でございます。町一番のセールスポイントは、紅葉をライトアップした香嵐渓を中心として、三州足助屋敷、足助の古い町並み保全、城跡公園足助城、これらの文化財で年間200万人に達する観光客が訪れ、国土交通省編集の全国観光まちづくり成功事例100選にも掲載をされている町でございます。

昭和40年ごろから、自分たちの町は自分たちで守ろうとの意識が町民から発せられ、住民協働の観光ボランティアガイドでまちづくりが成功したそうです。しかし、悩みもあるわけで、秋の観光シーズンには道路は渋滞を極め、また駐車場の確保とあわせ、行政の担う役割が多く、今後の課題ではないかと考えられますが、なにゆえ国内一の財政力を誇る豊田市が下支えておるので、本気を出せばすぐにでも解決できると思います。

また、将来、足助町の観光を守るために、香嵐渓や足助の古い町並み景観保全プロジェクト、まちなか観光推進プロジェクト、周辺地域の農山村資源を活用した山里体験プログラム開発プロジェクトと3点の重点プロジェクトを掲げ、研究、開発に余念がないことに感銘いたしました。

観光施設の経営は、平成16年5月に足助公社が設立され、出資金5,000万円のうち市の出資額3,550万円、残りは農協、森林組合、商工会が支えているそうです。個人的に経営状況をそっと聞いたところ、これだけの観光客を集客し努力するところでも、人件費がかさんで、なかなか収支のバランスが難しいそうです。わが町の公社の経営状況は当たり前であると認識いたしました。

小さな村でも、きらり輝く地域づくり目指す、今度は長野県の下條村についてご報告いたします。

平成4年、民間出身で村議会議長を歴任した、現村長の伊藤氏が就任。まず最初に、役場職員の意識改革に着手し、スローモーな仕事ぶりの一掃、民間企業に職員全員を研修に出す。退職者不補充で59人いた職員を34人まで削減。2点目は、住民との協働による村づくり。小規模な生活道路の舗装、補修、水路改修等は材料支給事業で、今まで1,000カ所実施しているそうです。3点目は、村全体で45億要ると言われた公共下水道処理計画をやめ合併槽処理に一本化、有利な補助金を活用し、6億3,000万円で計画の96%が完成をみたそうです。その中で、法定水質検査料を全額、保守点検料も半額、村で負担しているそうです。

財政力指数は0.227と低いにもかかわらず、経常収益比率は76.0で、財政の健全度を示す実質公債比率6.0——これは県下2位となっております。村の貯金に当たる基金も19年度末26億8,000万円となり、下條村の年間予算に匹敵するまでになっています。少子化対策として、若者定住促進住宅を124戸、一戸建て住宅54戸を建設し、入居者数は590人、家賃は駐車場を含み月額3万6,000円。ただし、この住宅に入ろうと思ったら、なかなか難しそうです。また、家賃等の滞納が生じるといけない

ので、2人の保証人は十分厳密に審査するそうです。子どもの医療費は、中学生まで無料、保育料は20%引き下げ、出生率は2.04と県下1位、若年人口比率も県下1位となっています。村長いわく、選挙公約は人口を増やすことだったので、すべての面で節約に努め、その財源を捻出し、村が生き残るために将来を担う若者の育成に努めた結果だそうです。しかし、高齢者から、若者ばかりとブーイングが起こっており、公共事業が激減したことで土建業者からは月夜の晩ばかりではないと脅かされたり、軋轢あつれきはすごかったようでもあります。

視察時の説明をしてくれた総務課長の話では、村の面積37.66平方キロメートルと面積も狭く、役場を中心に、車であれば10分そこそこで各地域を網羅でき、学校、保育園も各1校で済む効率のよい行政も味方しているそうです。最近、「みのもんたの朝ズバツ！」で下條村の出生率が取り上げられた関係で視察が殺到し、週一にまとめている関係上、私たちも神奈川県、熊本県の町と合同視察でございました。

視察を終えて感じたことを一言だけ。昨今、日本中のほとんどの自治体が厳しい財政状況下に置かれているわけですが、行財政改革を強く推し進める上においても、住民との徹底した話し合いを行い、改革のご理解をいただきながら、住民参加の協働のまちづくりを実施しなければ自立した自治体にはならないと実感いたしました。

以上でございます。

○議長（橋爪弘典）

続いて、産業建設常任委員会による所管事務調査視察研修が、去る7月3日から4日の2日間にわたり実施されておりますので、産業建設常任委員長から報告をお願いいたします。

産業建設常任委員長、浦博善君。

○産業建設常任委員長（浦 博善）

ただいま、議長の許可を得ましたので、産業建設常任委員会行政視察報告をいたします。

温泉施設経営と農村地域の振興策を研究するため、去る7月3日に岡山県新見市、4日に鳥取県智頭町へ、産業建設常任委員と執行部職員を含め10名で視察研修をおこなってまいりました。

初日の研修先であります温泉施設は、新見市の北端、鳥取県との県境付近に位置し、平成8年に新見市が100%出資の第三セクターとして営業を開始しています。平成17年から指定管理による運営が行われ、黒字決算を保っているとのことでありましたが、実状は厳しく、行政の援助が様々なかたちで行われている実情でありました。本年3月より地元でホテル経営を営む株式会社みよしやに指定管理され、ホテル経営のノウハウを生かした経営改善への取り組みが行われていました。従業員の意識改革を初め経営方針の抜本的な見直しや、地元住民の利用増進などの取り組みについて、説明を伺いました。

わが町にも直営施設1棟、指定管理施設2棟の温泉施設があり、各施設とも運営改善が急務であり、今回の視察研修をもとに早急に対応を検討していく必要があると思われました。

2日目の研修先であります新田地区は、鳥取県の南東部に位置し、岡山県と兵庫県の県境に近い、住民50人17戸数の小さな中山間地域の集落であります。

「もう一度かつての村を取り戻し、子供たちの賑やかな笑い声を聞きたい」と、平成3年に新田集落振興協議会を発足させ、平成12年にはNPO法人格を取得しています。具体的な課題と目標を取り決めた第1次総合計画では、交流事業を軸とした活動拠点づくりを重点項目とし、第2次計画では、文化事業の充実と各施設の効率的運営、第3次計画では、財政基盤の確立を図り、小さな自治体を目指しさまざまな事業を展開していました。具体的な取組みとしては、都市住民との交流事業、田んぼの学校・芋ほり体験、また「トンボの見える家」と称したロッジの建設と活用方法などの説明を受けました。

現時点での課題としては、当初予定していたほどの収益が上がらないことと、高齢化による人材不足が深刻な問題となっているとのことであります。地域住民による活動を行政がどのようにして支えていけばよいのか、限界集落を多く抱えている有田川町でも早急に取り組んで行かなければならない深刻な問題であります。

以上で、産業建設常任委員会行政視察の報告といたします。

○議長（橋爪弘典）

続いて、住民福祉常任委員会による所管事務調査視察研修が、去る9月1日から2日の2日間にわたり実施されておりますので、住民福祉常任委員長から報告をお願いいたします。

住民福祉常任委員長、横畑龍彦君。

○住民福祉常任委員長（横畑龍彦）

ただいま議長の許可を得ましたので、住民福祉常任委員会から閉会中の所管事務調査について報告を行います。

去る9月1日、2日において、住民福祉常任委員会は、町長、環境衛生課長に同行をいただき、ごみ問題をテーマに視察研修を行いました。

初日は、兵庫県西宮市において、街中でコンテナ収集の現場を視察し、その後、西部総合処理センター内において、ごみに関する西宮市の取り組みや、センター設備について説明を受けました。

コンテナ収集については、西宮市独自の「もやさないごみ」——ガラス類、缶類、陶器類が対象で、週1回の回収であります。そのごみステーションは、十数人で組織された輪番制で、当番が歩道脇に折りたたみ式のコンテナを置きます。その際にごみ袋は使わず、コンテナに直接入れる方法であります。

ごみの取り組みについては、市は、大量消費社会から環境への負担の少ない循環型社会への転換を目指し、持続可能なまちづくりを推進するために「ゴミダイエット」を掲げ、平成30年度に25%のごみ減量を目標に「西宮市ごみ減量推進計画“チャレンジにのみや25”」を策定している。その取り組みを実践していくために、市民一人一人がごみを減らす意識を持ち、環境社会の形成を推進するために、廃棄物処理やリサイクルに優先

順位をつけて取り組むことが重要で、3 R——ごみを減らす、ものを繰り返し大切に使う、もう一度資源として活用する、を合言葉に取り組んでいます。

具体的に平成30年度の数値目標を設定しているのが特徴であり、1人の1日当たりのごみの量を、平成17年度の1,161グラムから870グラムにしようと考えています。また、この地域は、家庭ごみ60%に対して事業系のごみが40%あるのも特徴であります。よって、事業系ごみも減らすために、ごみの処理・再生に関する計画書の提出を求めている。

また、資源物の回収促進、再生品の使用・販売などを行う事業店に対しては『スリム・リサイクル宣言店』として指定するなどの工夫がなされています。

それから、「にこやか収集」と称し、ごみ出しが困難な世帯の玄関先へ収集に伺う制度もあります。現時点では、直営と委託を合わせて364世帯となっています。申し込み要件は、65歳以上で介護保険の要介護2以上の方、または障害のある方となっていますが、実際にはもう少し柔軟に対応されていました。

このように、西宮市では、ごみの減量に対して具体的な数値目標を設定していること、また福祉の面からもごみ問題に取り組んでおられる点は、わが町でも検討、実施できる点ではないかと思われれます。コンテナ収集については、ごみ袋の減量やセンター内処理過程におけるコスト削減となる一方で、共働き世帯でのお年寄りへの負担や、ごみの分別の周知徹底が課題となっていました。

2日目は、愛媛県東温市にある機械製造会社、阿部鉄工所に混在廃プラスチック処理機を見学、説明を受けに行きました。この会社は、愛媛県の平成19年度チャレンジ企業総合支援事業費補助金を受けながら処理機を開発されています。

代表の阿部良博氏より、この装置ができた経緯と装置の説明を受けました。

この処理機は、電子レンジと同じ原理の電磁誘導方式でプラスチックごみを加熱、分解することで、従来の装置に比べ5分の1のコストで合成油や固形燃料を製造できます。汚れが残っているものや、いくつもの種類の混じったプラスチックごみでもそのまま処理できます。その上、でき上がった合成油や固形燃料には塩素が含まれない特徴があるため、製紙、セメント、製鉄などの工場でも燃やしても設備を痛めません。また、塩素系を含む混在廃プラではおよそ50%の油が取れ、塩素系を含まないものではおよそ90%の油が採取できるそうです。また、その処理過程で生じる塩化水素ガスは、水と反応させ硫酸をつくれますが、この副産物についてもメッキ加工等の触媒工場には欠かせない薬品となるそうです。つまり、ほぼ100%再利用可能という点が非常に興味深い点であります。

現在、わが町では、ペットボトルは和歌山市の松田商店に買い取っていただいておりますが、その他の食品用トレーやお菓子の袋、ビニール、発砲スチロールなどは圧縮し、業者に買っていただいているのが現状です。そのような中、石油高騰の続く折、この機械は夢のような装置だと思われれます。処理能力は1時間当たり最大400キログラムで1台約6,000万円だそうです。ただし、塩酸生成装置を付随させると、1億円程度になるそ

うです。

9月中にテスト期間を終了し、10月より販売予定であり、すでに国内で20台が契約済みだそうです。しかし、まだ国内での稼働実績がないことや、大量にできる合成油や副産物を自治体でどのように取り扱えるのかという問題点をクリアする必要があります。そういう意味では十分な検討が必要であります。

この視察にとどまらず、さらに追跡調査・研究を実施していくことが望ましいと思います。以上、住民福祉常任委員会より報告を終わります。

○議長（橋爪弘典）

これで、閉会中の所管事務調査報告を終わります。

お諮りします。

日程の順序を変更し、日程第6から日程第44までの報告1件、議案38件を先に議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、日程第6から日程第44までの報告1件、議案38件を先に議題とすることに決定しました。

…………… 一括議題 提案理由の説明 ……………

○議長（橋爪弘典）

お諮りします。

日程第6から日程第44までの報告1件、議案38件を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

異議なしと認めます。

したがって、日程第6から日程第44までの報告1件、議案38件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

おはようございます。

きのう、和歌山からの帰り、高速の近くの萩の花がもう満開に咲いていました。暑かった夏もいよいよ終わって、本格的な実りの秋が訪れようとしています。

本日、ここに平成20年第3回有田川町定例議会を開催しましたところ、議員各位にはたいへんお忙しい中、全員ご出席賜りまして、心から厚く御礼申し上げたいと思います。

議案の説明に入る前に、きのう実は、県庁の知事室でキンチョウ蚊取り線香の上山遺児育英財団というところがあります。ここと「企業の森」の協定書の締結をしてまいりました。10月26日、約300名の方がこの「企業の森」というところで植樹をしてくれる運びになっています。少なくとも300人の都会の方に森林の持つ意義、そういうものを認識していただけるのと違うかなということで、たいへん喜んでいる次第であります。

それでは、ただいま上程されました議案について、ご説明を申し上げます。

報告第21号は、平成19年度有田川町財政健全化判断比率等についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成19年6月に公布され、平成20年4月から一部施行、平成21年4月から本格的に施行されることになっています。この法律では、法第3条及び22条により、地方公共団体の財政の健全化に関する4つの比率——実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率、及び公営企業の経営の健全化を表す比率——資金不足比率を算出し、監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならないこととされています。指標の公表は、平成19年度決算から適用されるため、今回の財政指標については平成19年度決算をもととしたものであり、監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。

議案第74号は、平成20年度有田川町一般会計補正予算第2号であります。

今回の補正の主なものは、共通するものとして、職員の人事異動による配置がえに伴い、各科目において職員給与費等の増減補正を行っています。

2款総務費の情報通信基盤施設整備事業費では、地上デジタル放送対策調査設計委託料に5,000万円、3款民生費の老人福祉費では、扶助費に300万円を、介護保険事業特別会計への繰出金783万円の減額を、6款農林水産業費の農地費では、山村地域力再生事業費に1,191万4,000円を、農業集落排水事業費の農業集落排水事業特別会計への繰出金に2,423万5,000円の減額を、林業費では、県土防災対策治山事業費に313万9,000円を、8款土木費の下水道事業費では、公共下水道事業特別会計への繰出金2,040万6,000円の増額を、10款教育費の小学校費では、学校施設整備事業に1,111万円を、社会教育費では、図書購入費に1,200万円を、11款災害復旧費の林業用施設災害復旧事業費に947万9,000円を補正し、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ2億464万9,000円を追加し、補正後の予算総額は、157億5,645万3,000円と相成りました。なお、補正額の財源といたしまして、国・県補助金、分担金及び負担金、基金繰入金及び繰越金、町債などを充てることにいたしております。

議案第75号は、平成20年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号であります。

今回の補正の主なものは、職員の人事異動に伴う職員給与費2,218万5,000円の減額、歳入において、国民健康保険税の改正に伴い6,680万9,000円の増額を見込み、基金繰入金8,430万5,000円を減額した結果、1,431万6,000

円の減額補正となり、補正後の予算総額は、38億7,638万2,000円と相成ります。

議案第76号は、平成20年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号であります。

今回の補正は、職員の人事異動に伴う職員給与費等16万8,000円を補正するものであります。補正後の予算総額は、6億4,991万5,000円と相成ります。

議案第77号は、平成20年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第1号であります。

今回の補正は、職員の人事異動に伴う職員給与費785万5,000円の減額と諸支出金の償還金及び還付加算金確定に伴う780万5,000円の増額、また、前年度繰越金確定に伴う補正の結果、2,600万円の増額補正となり、補正後の予算総額は、22億1,327万9,000円と相成りました。

議案第78号は、平成20年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算第1号であります。

今回の補正は、職員の人事異動に伴う職員給与費1,407万7,000円を減額補正し、補正後の予算総額は、3億9,801万円と相成ります。

議案第79号は、平成20年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号であります。

今回の補正は、職員の人事異動に伴う職員給与費638万5,000円の増額、施設管理費に1,785万円の増額補正となり、補正後の予算総額は3億2,699万2,000円と相成ります。なお、財源として一般会計からの繰入金を充てることにいたしております。

議案第80号は、平成20年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算第2号であります。

今回の補正は、人事異動に伴う人件費1,840万6,000円の増額及び施設整備事業費の増額、あわせて6,440万6,000円の増額補正となり、補正後の予算総額は、16億9,677万8,000円と相成ります。なお、補正額の財源といたしましては、国庫支出金、繰入金、町債、負担金を充てることにしております。

議案第81号は、平成20年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算第1号であります。

今回の補正は、施設管理費に279万9,000円を補正し、補正後の予算総額は、1億3,327万3,000円と相成ります。

議案第82号は、平成20年度有田川町水道事業会計補正予算第2号であります。

収益的収入は、現計予算3億7,174万3,000円に対し543万3,000円の増で、これは水道使用料であります。補正後の予算額は、3億7,717万6,000円となります。

一方、収益的支出は、現計予算3億6,194万2,000円に対し676万2,000円の増で、これは主に人件費、事務所改修費及び減価償却費であります。補正後の予算額は3億6,870万4,000円となります。

また、資本的収入は、現計予算4億5,994万5,000円に対し、1,949万8,000円の増となります。その内訳は、公共下水道事業に伴う水道管布設かえ工事の補償費、消火栓設置負担金、企業債であり、補正後の予算額は4億7,944万3,000円となります。

一方、資本的支出は、当初予算5億6,091万1,000円に対し、1,832万6,000円の増となります。その内訳は、建設改良費の消火栓設置、公共下水道事業に伴う工事、企業債償還金であり、補正後の予算額は5億7,923万7,000円となります。

議案第83号から議案第99号までの17議案につきましては、平成19年度の有田川町一般会計及び各特別会計の決算認定をお願いするものであります。

その概要につきましては、会計課長並びに水道課長より説明させることにいたします。

議案第100号は、有田川町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

地方自治法の一部を改正する法律が公布され、地方自治法第100条第11項の次に1項が加えられたことにより、本条例第1条中の参照条文を改正する必要性が生じたため、議会の同意をお願いするものであります。

議案第101号は、有田川町移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

和歌山県移動通信用鉄塔施設整備事業補助金交付要綱の一部を改正する要項が平成20年7月28日に施行されたことにより、「移動通信用鉄塔施設」という名称を「携帯電話等エリア整備事業基地局施設」に改めることなど、本条例を改正する必要性が生じたため、議会の同意をお願いするものであります。

議案第102号は、有田川町移動通信用鉄塔施設整備事業分担金条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

和歌山県移動通信用鉄塔施設整備事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱が平成20年7月28日に施行されたことにより、「移動通信用鉄塔施設整備事業」という名称を「携帯電話等エリア整備事業」に改めることなど、本条例を改正する必要性が生じたため、議会の同意をお願いするものであります。

議案第103号は、有田川町ふるさと応援寄附条例の制定についてであります。

平成20年度から開始されるふるさと納税制度実施に伴い寄附金等の受け入れ及び適正な管理運用を図るため、基金を設置する有田川町ふるさと応援寄附条例を制定するものであります。

議案第104号は、吉備町人材育成基金条例等を廃止する条例の制定についてであります。

吉備町人材育成基金条例、清水町小学校及び中学校施設整備基金の設置・管理及び処分に関する条例、清水町庁舎整備基金の設置・管理及び処分に関する条例については、それぞれ合併前の条例を有田川町へ引き継ぎ運用していましたが、平成19年度末現在で基金

残高はなく、暫定施行であり、今後当基金へ積み立てることもないと考えられるため、3つの条例を廃止いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

議案第105号は、有田川町語学指導等を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

地方自治法の一部を改正する法律が公布され、地方自治法第203条の1が加えられたことにより、本条例第1条中の参照条文を改正する必要があるため、議会の同意をお願いするものであります。

議案第106号は、有田川町立学校に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

平成20年4月1日より休校している生石小学校について、地元生石区が農産物加工所として有効利用するため、休校から廃止への手続きが必要となり、本条例の一部改正について、議会の同意をお願いするものであります。

議案第107号は、有田川町地域交流センター条例の制定についてであります。

町民の活動や交流の拠点、また文化情報の発信拠点として、有田川町大字下津野704番地に建設される有田川町地域交流センターについて、設置及び管理に関し必要な事項を定めるため本条例を制定いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

議案第108号は、有田川町使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

有田川町地域交流センターの開設に伴い、イベントステージ、研修室の使用料について追加いたしたく、本条例の一部改正について、議会の同意をお願いするものであります。

議案第109号は、有田川町土地開発公社定款の一部変更についてであります。

民法及び公有地の拡大の推進に関する法律が改正されることに伴い、有田川町土地開発公社の定款の一部改正について、議会の同意をお願いするものであります。

議案第110号は、土地の取得についてであります。

生石高原県立自然公園用地として、有田川町大字生石723番地6ほか5筆、4万233平方メートルの土地を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び有田川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

議案第111号は、平成19年度妙見池埋立工事請負変更契約についてであります。

平成19年度妙見池埋立工事については、平成19年12月10日第4回定例会において、契約金額7,195万1,250円で議決をいただいているものでありますが、当初設計に比較し、地盤改良に要する費用及び安全施設工並びに消防用道路に要する費用が増額となりましたが、請負業者が掘削し搬入することになっていた盛土用土の費用が阪和自動車道長峰トンネル工事の残土を無償で搬入可能となったことにより大幅な減額となり、差引き459万600円減額の6,736万650円に変更契約を行いたく、議会の同意をお願いするものであります。

以上で提出議案に対する私の説明を終わります。

何とぞ、ご審議の上、ご賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（橋爪弘典）

以上、町長の提案理由の説明が終わりました。

続きまして、補足説明をお願いします。

会計課長、浜田文男君。

○会計課長（浜田文男）

それでは、議案第83号から議案第98号までの有田川町平成19年度決算状況について、その概要を一括して補足説明申し上げます。

本町には、一般会計と15の特別会計があります。

まず、議案第83号、有田川町一般会計の決算状況について、ご説明申し上げます。

決算書の7ページから264ページであります。

歳入合計は170億3,009万9,108円、前年度と比べて5億1,848万4,276円、率にして約3.1%の増額になっています。

歳入のうち、自主財源である町税が28億8,064万723円、前年度と比べて2億6,963万7,537円、率にして約10.3%の増額になっています。これは、三位一体改革による税源移譲により町民税が増えたことが主な要因であります。また、依存財源の柱である地方交付税が66億815万7,000円、前年度と比べて1億8,046万8,000円、率にして約2.7%の減額になっています。また、基金からの繰入金が11億494万5,724円、前年度と比べて3億9,941万8,216円、率にして約56.6%の増額になっています。この増額は、繰上償還により減債基金7億1,051万916円取り崩したものであり、実質は基金からの繰入金は、前年度より3億1,109万2,700円の減額になっています。さらに、町の借金である町債は19億2,910万円、前年度と比べて3億550万円、率にして約13.7%の減額になっています。

一方、歳出については、歳出合計167億6,960万7,688円、前年度と比べて4億7,957万5,723円、率にして約2.9%の増額になっています。これも先ほど申し上げました繰上償還による歳出約7億円が含まれていますので、実質は2億3,093万5,193円の減額になっています。

歳出のうち、総務費については、17億200万1,539円、前年度と比べて1億9,119万355円、率にして約10.1%の減額になっています。民生費については、27億5,492万1,973円、前年度と比べて2億1,655万3,268円、率にして約7.3%の減額になっています。衛生費については、12億3,595万2,826円、前年度と比べて2,596万4,606円、率にして約2.1%の減額になっています。農林水産業費については、15億5,458万7,862円、前年度と比べて5億392万2,057円、率にして約24.5%の減額になっています。主な工事では、大谷地区の土地改良総合整備事業を初め妙見池集落道新設工事や西ヶ峯地区内の農村総合整備事業、

また林道中原三瀬川線や林道大蔵沼谷線などの林道開設工事などであります。土木費については、25億7,277万1,898円、前年度と比べて11億9,766万4,966円、率にして約87.1%の増額になっています。主な工事では、藤並駅橋上駅舎工事を初め地域交流センター新設工事などのまちづくり交付金事業、また町道明王寺庄線歩道設置工事などの交通安全施設整備事業、町道矢本線道路改良工事などの町道整備事業等であります。教育費については、12億2,819万5,623円、前年度と比べて6億1,845万9,499円、率にして約33.5%の減額になっております。主な工事では、金屋中学校地震補強・大規模改造工事であります。公債費については、40億4,036万3,708円、前年度と比べて6億4,357万9,673円、率にして約18.9%の増額になっています。これは、先ほど来申し上げております繰上償還金約7億円が含まれているためであり、実質は6,693万1,243円の減額になります。

これによりまして、歳入合計は170億3,009万9,108円に対して、歳出合計は167億6,960万7,688円で、歳入歳出差引額は2億6,049万1,420円となります。このうち、繰越明許費繰越額は1億2,366万6,766円で、実質収支額は1億3,682万4,654円で、全額翌年度に繰り越しいたします。

続きまして、特別会計の決算状況について、ご説明申し上げます。

議案第84号、国民健康保険事業特別会計については、決算書の265ページから306ページであります。

歳入合計は39億3,056万4,978円、歳出合計は39億2,738万3,940円、差引残額は318万1,038円となっており、全額翌年度に繰り越しいたします。これは、基金1億4,300万円を取り崩しての残額であり、実質は1億3,981万8,962円の歳入不足であります。歳出合計では前年度と比べて4億7,928万2,026円、率にして約13.9%の増額になっております。なお、20年3月末現在の世帯数は6,534世帯、被保険者数は1万4,883人、前年度と比べて世帯数で26世帯増加しているものの、被保険者数で260人減少しております。

次に、議案第85号、老人保健事業特別会計については、決算書の307ページから324ページであります。

歳入合計は37億9,323万4,065円、歳出合計は38億3,548万4,109円となっており、差引残額は4,225万444円の不足額となります。この不足額については翌年度歳入繰上充用金から補填しております。歳出合計では前年度と比べて、2,016万15円、率にして約0.5%の増額になっております。なお、20年3月末現在の受給対象者数は4,834人、前年度と比べて80人減少しております。

次に、議案第86号、介護保険事業特別会計については、決算書の325ページから368ページであります。

歳入合計は20億6,852万5,275円、歳出合計は20億3,479万5,158円となっており、差引残額は3,373万117円となり、全額翌年度に繰越しいたし

ます。歳出合計では、前年度と比べて、1億5,901万2,949円、率にして約8.5%の増額になっております。なお、20年3月末現在の要介護・要支援の認定者数は1,363人、前年度と比べて31人増加しております。

次に、議案第87号、簡易水道事業特別会計については、決算書の369ページから392ページであります。

歳入合計は5億5,598万5,256円、歳出合計は5億5,238万3,794円となっており、差引残額は360万1,462円となります。このうち、繰越明許費繰越額は341万2,500円、実質収支額は18万8,962円で、全額翌年度に繰り越しいたします。残額が生じたのは、基金640万5,000円を取り崩しての残額であり、実質は280万3,538円の歳入不足であります。歳出合計では前年度と比べて、4億3,188万2,960円、率にして約43.9%の減額になっております。なお、20年3月末現在の給水人口は1万1,482人となっております。

次に、議案第88号、農業集落排水事業特別会計については、決算書の393ページから410ページであります。

歳入・歳出合計はそれぞれ2億8,043万7,391円となっております。主な歳出は、施設の管理運営費と町債の元利償還金であります。なお、20年3月末現在、契約戸数は1,173戸で、うち794戸が使用開始しており、使用率は約67.7%になっております。前年度と比べて使用戸数で27戸増加しております。

次に、議案第89号、簡易排水事業特別会計については、決算書の411ページから424ページであります。

歳入・歳出合計はともに303万7,325円となっております。主な歳出は、施設の管理運営費と町債の元利償還金であります。なお、20年3月末現在、栗林地区の67人が利用しております。

次に、議案第90号、浄化槽事業特別会計については、決算書の425ページから440ページであります。

歳入・歳出合計はともに2,752万7,619円となっております。主な歳出は、施設の管理運営費と浄化槽整備事業にかかる設置工事費であります。なお、20年3月末現在の加入世帯数は79戸であります。

次に、議案第91号、かなや明恵峡温泉特別会計については、決算書の441ページから456ページであります。

歳入合計は1億1,991万6,487円、歳出合計は1億1,711万6,362円となっており、差引残額は280万125円となり、全額翌年度に繰り越しいたします。これは、基金894万2,868円を取り崩すとともに一般会計から315万4,000円を繰り入れての残額であり、実質は929万6,743円の歳入不足であります。なお、19年度中の温泉利用者数は12万5,093人、前年度と比べて9,979人、率にして約7.4%減少しております。

次に、議案第92号、特別養護老人ホーム等事業特別会計については、決算書の457ページから468ページであります。

歳入・歳出は、ともにありませんでした。

次に議案第93号、公共下水道事業特別会計については、決算書の469ページから490ページであります。

歳入合計は18億2,445万7,831円、歳出合計は17億5,480万7,831円となっており、差引残額は6,965万円となります。全額を繰越明許費繰越額といたします。歳出合計では前年度と比べて、2億3,518万5,865円、率にして約15.5%の増額となっております。

次に、議案第94号、岩倉財産区管理会特別会計については、決算書の491ページから502ページであります。

歳入合計は5万8,694円、歳出はございませんでした。よって、全額翌年度に繰り越しいたします。

次に、議案第95号、粟生財産区管理会特別会計については、決算書の503ページから516ページであります。

歳入合計は81万9,812円、歳出合計は12万241円となっており、差引残額は69万9,571円で、全額翌年度に繰り越しいたします。

次に、議案第96号、城山山林財産区管理会特別会計については、決算書の517ページから528ページであります。

歳入合計は176万7,913円、歳出はございませんでした。よって、全額翌年度に繰り越しいたします。

次に、議案第97号、八幡山林財産区管理会特別会計については、決算書の529ページから540ページであります。

歳入合計は162万655円、歳出合計は147万9,733円となっており、差引残額は14万922円で、全額翌年度に繰り越しいたします。主な歳出は、公有林整備事業にかかる町債の元利償還金であります。

次に、議案第98号、安諦山林財産区管理会特別会計については、決算書の541ページから552ページであります。

歳入合計は11万3,290円で、歳出はございませんでした。よって、全額翌年度に繰り越しいたします。

以上で、平成19年度一般会計及び特別会計の決算状況について、ご説明申し上げます。

詳細につきましては、決算事項別明細書、財産に関する調書等をご参照下さい。

よろしく、ご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。補足説明を終わります。

○議長（橋爪弘典）

続いて、補足説明をお願いします。

水道課長、山本満寿典君。

○水道課長（山本満寿典）

おはようございます。

それでは、議案第99号、平成19年度有田川町水道事業会計決算認定についてをご説明させていただきます。

決算書の1ページをお願いします。決算報告書でございます。決算額のみにさせていただきます。

まず、収益的収入及び支出で、収入の部、第1款水道事業収益は4億2,364万4,601円で、内訳といたしましては、第1項の営業収益は3億9,831万8,144円、第2項の営業外収益は2,532万6,457円でございます。

支出の部では、第2款水道事業費用といたしまして、3億3,082万7,425円で、内訳といたしましては、第1項の営業費用として2億8,262万2,404円、第2項の営業外費用は4,820万5,021円でございます。

収入支出差引合計、消費税を差し引きまして、8,802万9,534円の黒字決算となっております。

次に、資本的収入及び支出につきましては、収入の部、第1款資本的収入は、1億4,191万8,849円、内訳といたしまして、第1項の工事負担金1億191万8,849円、第2項の企業債4,000万円、支出の部では、第2款資本的支出といたしまして2億3,315万7,703円、内訳といたしまして、第1項建設改良費1億8,987万9,545円、企業債償還金4,327万8,158円となり、資本的収入が資本的支出額に対し、9,123万8,854円不足となりますが、これは過年度分損益勘定留保資金34万8,255円、当年度分損益勘定留保資金8,620万2,095円、消費税資本的収支調整額468万8,504円により補填をさせていただいております。

続きまして、2ページから6ページにつきましては、損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書、貸借対照表であります。この中で、3ページの剰余金計算書の中ほどにあります繰越利益剰余金年度末残高2,621万3,044円と当年度純利益8,802万9,534円を合計いたしました1億1,424万2,578円が当年度の未処分利益剰余金となります。

また、4ページの剰余金処分計算書でございますが、当年度未処分利益剰余金1億1,424万2,578円の中より、法等に基づき、500万円を減債積立金とし、9,000万円を建設改良積立金とすることにより、残額1,924万2,578円は平成20年度への繰越利益剰余金とさせていただきます。

なお、7ページから20ページまでは決算付属書類並びに参考資料でございます。ご確認をお願いいたします。

以上、ご審議をしていただき、ご認定のほど、よろしく願いいたしまして、説明を終わらせていただきます。

○議長（橋爪弘典）

ほかに補足説明はありませんか。

——ないようですので、提案理由の説明を終わります。

次に、監査委員より、日程第9、議案第83号から日程第25、議案第99号までの平成19年度各会計の監査報告をお願いします。

代表監査委員、森本好典君。

○代表監査委員（森本好典）

森本でございます。

それでは、ただいま平成19年度決算について審査意見を求められましたので、ご報告をいたします。

決算審査は、去る7月2日及び8月4日から8月8日まで、亀井監査委員とともに地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定に基づきまして、平成19年度有田川町一般会計、特別会計の歳入歳出決算及び基金の運用状況、並びに地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、平成19年度有田川町水道事業会計の決算について、予算科目を担当する各課ごとに審査をいたしました。

審査の方法といたしましては、町長から審査に付されました各会計の歳入歳出決算書及び決算附属書類並びに基金の運用状況を示す書類とともに、各課から決算資料の提出を求め、あわせて定期監査及び例月出納検査の結果を参考にして実施をいたしました。

審査の結果につきましては、結論的に申し上げますと、各会計の歳入歳出決算書及び附属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、決算内容、その他会計事務の処理については、適正に処理されており、一部の繰越明許事業を除き所期の成果を得たものと認められます。

なお、例月出納検査や定期監査及び本審査において指摘あるいは指導した事項については、今後十分注意の上、検討または改善の措置を講じるよう要望するものであります。

まず、有田川町全体の総括について申し上げます。

一般会計と特別会計を合わせた総計決算では、歳入歳出差引額で3億3,398万5,000円の黒字であります。翌年度へ繰り越すべき財源は、繰越明許が1億9,672万9,000円あるため、実質収支額は1億3,725万5,000円の黒字となりました。この実質収支額から前年度実質収支額を控除した単年度収支額を見ると、本年度は4,710万7,000円の赤字となっております。内訳は、一般会計で2,510万6,000円、特別会計で2,200万の赤字となっております。

次に、財政構造について申し上げます。

歳入を財源別に見ますと、自主財源が27.8%、依存財源が72.2%の比率となっております。自主財源構成比率は対前年度比約3.2%増加しているものの、当町の場合には、自主財源構成比率は依然として低い水準にあり、現状では財政基盤の安定性と行政活動の自立性が確保されているとは言いがたい状況にあります。

また、歳入を経常的収入と臨時的収入とに区分すると、審査意見書の7ページのようになります。経常的収入が減少し、臨時的収入が増加しております。詳細につきましては、後ほど審査意見書8ページをご覧くださいと思います。

性質別歳出状況につきましては、まず義務的経費が、前年度比6億2,517万6,000円の増加となっております。これは、扶助費が増加したことや繰上償還実施による公債費の増加が大きな要因となっております。

投資的経費につきましては、箱物整備、すなわち行政局建設事業、保育所建設事業、田殿小学校整備事業等の事業完了により、約3億500万円の減少となっております。また、その他の経費では、特に物件費が1億477万8,000円増加しております。これは、地番図作成委託、制度改正に伴うシステム改修委託等による委託料や子育て支援センターの開設に伴う保育所臨時職員の賃金等が増加の要因であります。

総じてみれば、地方債の繰上償還を実施し、定員適正化計画による職員数の削減により、財政運営は前年度に比べ健全化の方向に向かっていると考えられます。次世代の負担を考慮し、より健全な財政運営を志向していただきたく要望するものであります。

次に、財政構造の弾力性について申し上げます。

審査意見書の10ページに記載しておりますが、財政力の総括的指標となる財政力指数は0.36となり、前年度に比べ0.01ポイント増加しております。平成18年度の和歌山県の平均の0.39と比較しますと依然として低い数値を示しております。

財政構造の弾力性を判断する経常収支比率は、95.3%と前年度比0.2%の減少となっております。しかし、この指標は70%から75%におさまることが妥当と考えられておりますので、当町の場合は、経常収支比率は高い水準にあり、財政構造の硬直化が進んでいると考えられます。

また、公債費による財政負担の程度を示す指標である実質公債費比率は、前年度に比べ0.9%増加し、19.0%となっております。平成18年度の和歌山県平均は16.3%ですから、県内の他の市町村と比べると、当町の実質公債費比率はかなり高い水準にあると言えます。

以上の各指標等から勘案するに、現状においては、必ずしも財政構造の弾力性は維持されているものとは認められない状況にあり、今後、一層の努力を要するものとする次第であります。

以上、有田川町全体の総括について申し上げます。

それでは、一般会計についてご説明を申し上げます。

先刻の会計課長からのご説明とも、若干重複する点があるかもしれませんが、ご了承くださいと思います。

審査意見書11ページ以降に詳細を記載しております。

平成19年度一般会計決算収支は、歳入総額170億3,009万9,000円、前年度比3.1%増、歳出総額167億6,960万8,000円、前年度比2.9%増で、

歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支額は2億6,049万1,000円となっております。

このうち翌年度へ繰り越すべき財源は1億2,366万7,000円で、これを差し引いた実質収支額は1億3,682万5,000円の黒字となっております。さらに前年度の実質収支額1億6,193万1,000円を差し引いた単年度収支額は、冒頭でも申し上げたとおり、2,510万6,000円の赤字となっております。

町債の状況を申し上げます。

19年度末の残高は237億5,297万7,000円であり、前年度末と比べ16億5,541万7,000円の減少となっております。今後とも、計画的な残高の削減と健全な財政運用に努められるよう期待するところであります。

また、債務負担行為の状況につきましては、審査意見書12ページに記載のとおり、20年度以降の支出予定額は4億7,284万3,000円であります。町債と同じ性格であり、今後十分考慮して財政運営に当たられることを要望します。

基金の残高状況につきましては、審査意見書13ページに記載しておりますが、平成19年度末現在高は44億3,335万7,000円で、前年度末から4億8,794万7,000円減少しております。基金の運用につきましては、資金の安全性を第一に考え、適正な管理、運用に努められたいと思います。

以上が、一般会計歳入歳出決算審査意見の総論でございます。

次に、歳入歳出の各論のご説明を簡単に申し上げます。

審査意見書14ページから30ページまででございます。

歳入決算額は、予算現額179億9,293万3,000円に対し、収入済額170億3,009万9,000円で、収入率は94.7%となっております。収入調定額171億4,692万に対する収入率は99.3%で、前年度より0.1%減少しております。詳細は、審査意見書14ページ及び巻末の別紙1をご参照いただきたいと思います。

町税について申し上げます。

審査意見書15ページに記載のとおり、町税歳入決算額は28億8,064万1,000円で前年度比2億6,963万8,000円、10.3%の増収となりました。

主な要因は、三位一体の改革に伴う税源移譲で、個人町民税が2億4,211万8,000円増加したことにあります。

次に、滞納整理につきましては、19年度末、収入未済額は8,871万6,000円と、前年度比943万7,000円増加しております。しかし、徴収率について見ると、平成18年度の和歌山県平均は88.2%であるところ、有田川町では96.8%となっており、和歌山県の中では高い水準にあると言えます。納付指導などの徴収努力が行われていることが評価できます。租税負担の公平性の観点から一層の努力を注いでいただきますようお願い申し上げます。また不納欠損処理につきましても、その処理は適切になされているものと認められましたことを、ここでご報告申し上げます。

その他、款別の収入の状況につきましては、後ほど審査意見書17ページから21ページをご参照いただきたく思います。

歳出状況につきましては、予算現額179億9,293万3,000円に対し、支出済額は167億6,960万8,000円で、執行率は93.2%となっており、翌年度繰越額は10億8,736万1,000円で、繰り越しを含めた執行率は99.2%であります。また、全体で1億3,596万4,000円の不用額を生じておりますが、予備費を除いた実不用額は7,322万3,000円となっております。翌年度への繰越額は、まちづくり交付金事業の8億3,100万円のほか、合計7件の繰越明許事業が発生しておりますが、諸種の理由により、いずれも繰越明許せざるを得なかったものと認められます。

その他、款別の支出の状況につきましては、審査意見書24ページから30ページに詳しく記載しておりますので、後ほどご参照いただきたく思います。

以上をもちまして、一般会計の報告を終わらせていただきます。

次に、特別会計についてご報告申し上げます。

審査意見書31ページから49ページ並びに別紙4以降に詳しく記載しておりますので、概要のみ申し上げます。

平成19年度の各特別会計全体の決算収支は、歳入総額126億806万7,000円、対前年度比2.8%増、歳出総額125億3,457万4,000円、前年度比2.5%増で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支額は7,349万3,000円となっております。そのうち翌年度へ繰り越すべき財源は7,306万3,000円であり、これを除いた実質収支額は43万1,000円となり、前年度実質収支額2,243万1,000円を控除した単年度収支額は、冒頭でも申し上げたとおり、2,200万円の赤字となっております。

次に、主な特別会計について概要をご報告申し上げます。

国民健康保険事業特別会計につきましては、歳入歳出ともに大幅に増加し、単年度収支では204万3,000円の黒字となっているものの、保険給付費は増加しており、一般会計からの繰入金、基金の取り崩し等により黒字化している状況にあり、実質単年度収支は、1億4,091万6,000円の赤字となっており、国保財政は非常に厳しい状況にあります。なお、収入未済額は前年度に比べ若干増加しているものの、不納欠損額は前年度に比べ減少しており、処置は適切と認められました。

介護保険事業特別会計について申し上げます。

歳入歳出規模は年々増加しており、本年度も一般会計より3億3,780万4,000円の繰り入れを行いました。なお、基金につきましては、本年度は積立、取り崩しともに行ってはおりません。高齢化が進行し、保険給付費が増加する中で、今後予防医療の推進等、行政の積極的な対応が重要であると認識をいたします。

次に、簡易水道事業特別会計につきましては、実質収支額18万9,000円の黒字となりました。しかし、基金の取り崩しや一般会計からの繰入金に依存している現状にあり、

事業の性格上、独立採算は困難な状況にあるものの、33億6,373万4,000円の町債残高を有している点を考慮し、一般会計との整合性に十分配慮し、健全な財政運営を図られるよう望みたいと思います。

公共下水道事業特別会計につきましては、本年度の実質収支額はプラスマイナス0となっております。したがって、前年度実質収支額6,626万6,000円を控除した単年度収支額は6,626万6,000円の赤字となりました。本事業につきましては、平成21年4月から一部供用が開始される予定となっております。町債につきましては、19年度末現在高は25億334万7,000円であり、本年度中に8億895万6,000円増加しました。今後も事業の進捗に伴い町債及び公債費の増加が見込まれることや、債務負担行為として、翌年度以降の支出額として処理場建設費5億6,910万円等が予定されていることから、財政の裏づけのある、より現実的な事業計画を立てられるよう望むところであります。

その他の特別会計につきましては、審査意見書に詳しく記載しておりますので省略をさせていただきますが、特になや明恵峡温泉特別会計につきましては、基金残高が19年度末で取り崩してしまい、0となりました。今後、赤字部分は一般会計からの繰り入れ金に頼らざるを得ない状況にあることを申し上げておきます。より一層の経営努力に期待したいと思います。

最後に、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金の運用状況でございますが、この附属調書の計数に誤りはなく、基金運用も目的に沿って活用されていると認められました。

以上をもちまして、一般会計並びに各特別会計の報告を終わらせていただきます。

引き続きまして、平成19年度有田川町水道事業会計でございます。

審査に付されました決算諸表は、いずれも地方公営企業法、その他関係法令に準拠して作成されております。事業の経営成績及び財政状態は適正に表示されており、数値は正確であると認められます。

以下、お手元に配布しております平成19年度有田川町水道事業会計決算審査意見書の内容を中心にご説明を申し上げます。

一部、水道課長のご説明と重複するところがあるかと思いますが、ご了承いただきたいと思います。

経営状況につきましては、平成19年度における収益的収支のうち、水道事業収益にあつては、4億375万円、前年度比5.3%の増、水道事業費用にあつては、3億1,572万円、前年度比7.5%の増となりました。この結果、8,803万円の純利益を計上することができましたが、前年度に比べ155万5,000円の減益となっております。これは、給水量及び湯浅町への配水量が増加したことにより、水道事業収益が増加した一方で、職員1名の増員や設備の保守点検等の固定経費が増加したことにより、水道事業費用も増加したためであります。

一方、資本的収支であります。資本的収入は1億4,191万9,000円、資本的支出は2億3,315万8,000円となっております。差し引き9,123万9,000円の赤字となりましたが、赤字額につきましては、予算で見込んだ赤字額を下回っておることをご報告をしておきます。

不足額につきましては、審査意見書7ページに記載させていただいたとおり、過年度分及び当年度分の損益勘定留保資金等により補填されております。

次に、給水状況でございます。

審査意見書3ページに記載させていただいたとおり、前年度に比べ、いずれの項目も増加しております。特に、年間配水量総量は、前年度比10万7,591立米、年間有収水量は前年度比23万7,958立米の増加となっておりますが、これは、夏期の猛暑に加え少雨であったこと、昨年度落ち込んでいた湯浅町への配水量が増加したことによる影響であります。

人件費と労働生産性につきましては、人件費の増加に伴い、若干、労働生産性の方が低下傾向にあります。したがって職員1人当りの営業利益が減少しています。

未収金については、水道料未収金は714万円で、前年度に比べ76万3,000円、約12%の増、収納率は、ほぼ横ばいで推移しております。受益者負担の原則から引き続き未納解消に努められますとともに、悪質な滞納者に対しては、しかるべき措置を講ずるなどの対応を図られますようお願いいたします。

その他、詳細につきましては、お手元に配布いたしました平成19年度有田川町水道事業会計決算審査意見書に水道事業の財務諸表が添付され、財政状況が示されておりますので、後刻ご覧いただきたくお願い申し上げます。

これで、水道事業会計を終わらせていただきます。

引き続きまして、財政健全化判断比率等についてご報告を申し上げます。

審査に付されました平成19年度健全化判断比率等は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、これらの算出過程並びに比率等につきましては、いずれも正確であると認められます。各比率は、必ずしもすべてが健全な状態にあるものとは言いがたく、改善を要する点も多々見受けられます。今後、これら指標の動向を十分注視し財政運営されるよう要望いたします。

次に、各比率ごとの意見について申し上げます。

お手元の審査意見書に詳しく記載をしております。概要だけ申し上げます。

まず、実質赤字比率につきましては、審査意見書の2ページを御覧下さい。

平成19年度の実質収支は、1億3,682万5,000円の黒字であります。したがって、実質赤字比率は発生しておりません。しかしながら、歳入のうち38.8%、金額にして約66億800万円を地方交付税に依存しております。普通交付税の合併算定がえのなくなる平成27年度以降に備え、財政規模の縮小に努めていただきたく思います。

次に、連結実質赤字比率について申し上げます。

本指標は、普通会計に公営事業会計を含めた連結での赤字比率であります。

老人保健特別会計が赤字となっているものの、連結での実質収支は5億9,427万5,000円の黒字となっており、したがって連結実質赤字比率は発生していません。今後とも連結ベース、また各会計ベースでも、赤字あるいは資金不足が生じることのないよう注視する必要があります。

実質公債費比率につきましては、3カ年平均で表すことにより19.0%となっております。当該比率が18.0%を超えると、地方債の発行に際して県知事の許可が必要となるとともに、公債費負担適正化計画の策定が義務づけられます。有田川町では、平成19年度から許可団体となっております。今後、地方債の発行については、計画的に実施、抑制をし、残高の削減が図られることを要望いたします。

次に、将来負担比率について申し上げます。

審査意見書3ページをご覧くださいと思います。

将来負担比率は109.7%となっております、早期健全化基準の350%を大幅に下回っております。これは、交付税算入率の高い過疎対策事業債を積極的に採用してきたことによる結果であります。しかしながら、この109%の数値は決して低い水準ではありません。今後とも、より健全化を志向していただくことが肝要であると考えます。

最後に、資金不足比率について申し上げます。

審査意見書4ページから5ページに記載しておりますが、各会計とも、資金不足は発生しておりません。しかし、水道事業会計を除く各特別会計では、繰入基準額以上の一般会計からの繰り入れを行っております。今後、これらの抑制に努め、受益者負担ないしは独立採算を原則とした志向で努力されることを期待いたします。

以上、平成19年度有田川町各会計決算の審査意見及び財政健全化判断比率等の報告を行いましたが、なお一層、財政健全化を志向し、町民の信頼にこたえる行政の改革と執行をお願い申し上げまして、監査委員としての報告を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（橋爪弘典）

以上、監査委員の報告が終わりました。

お諮りします。

日程の順序を変更し、日程第9、議案第83号から日程第25、議案第99号までの17件を先に議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、日程第9、議案第83号から日程第25、議案第99号までの17件を先に議題とすることに決定しました。

…………… 日程第9 議案第83号～日程第25 議案第99号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第9、議案第83号から日程第25、議案第99号まで一括して質疑を行います。  
質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

…………… 決算審査特別委員会の設置及び議案の付託 ……………

○議長（橋爪弘典）

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第83号から議案第99号までの17件については、  
9人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思いますが、ご  
異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

異議なしと認めます。

したがって、議案第83号から議案第99号までの17件については、9人の委員で構  
成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置することに決定しました決算審査特別委員会の委員の選任については、委  
員会条例第7条第1項の規定によって、議長において、増谷憲君、堀江眞智子君、岡省吾  
君、前々利夫君、佐々木裕哲君、坂上東洋士君、西弘義君、中✓正門君、竹本和泰君を指  
名したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した9名を決算審査特別委員会の委員に選任することに決定  
しました。

しばらく休憩します。

午後1時、議会運営委員会を開き、続いて全員協議会を開催いたします。

ご苦労様でございました。

~~~~~

休憩 11時14分

再開 16時13分

~~~~~

○議長（橋爪弘典）

再開いたします。

報告いたします。

休憩中に議会運営委員会が開かれ、お手元に配布しました、地方の道路整備の促進と安定的な財源確保を求める取り組みについては、産業建設常任委員会に付託することに決定しましたので、ご了承願います。

また、先ほど選任されました決算審査特別委員会より、正副委員長について、互選された結果の報告を受けています。

委員長に佐々木裕哲君、副委員長に竹本和泰君が選任されましたので、ご報告をいたします。

お諮りします。

先ほど決算審査特別委員会に付託して審査することに決定した議案のうち、議案第83号から議案第98号までの16件は、閉会中の継続審査としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

異議なしと認めます。

したがって、議案第83号から議案第98号までの16件は、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

…………… 日程第5 発委第1号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第5、発委第1号、有田川町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、岡省吾君。

○議会運営委員長（岡 省吾）

議長の許可を得ましたので、発委第1号、有田川町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、地方自治法の一部を改正する法律が平成20年9月1日に施行されたことにより、法第100条第12項に「議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる」の規定が新たに設けられました。

このことにより、議会活動としての全員協議会を会議規則に規定するものであります。

ここに会議規則第14条第3項の規定により提出する。

提出者、議会運営委員長、岡省吾。

以上であります。

ご審議の上、ご賛同のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（橋爪弘典）

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

…………… 日程第6 報告第21号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第6、報告第21号、平成19年度有田川町財政健全化判断比率等についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認め、これで報告を終わります。

…………… 日程第7 議案第100号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第7、議案第100号、有田川町議会政務調査費の交付に関する条例を一部改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

…………… 日程第 8 議案第 1 0 5 号 ……………

○議長（橋爪弘典）

日程第 8、議案第 1 0 5 号、有田川町語学指導等を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（橋爪弘典）

起立、全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（橋爪弘典）

お諮りします。

日程第 2 6、議案第 7 4 号から日程第 4 4、議案第 1 1 1 号までを提案理由の説明だけにとどめ、議案調査のため審議を中止したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪弘典）

異議なしと認めます。

本日の会議は、これで延会にしたいと思います。

なお、次回の本会議は、9月18日、木曜日、午前9時30分に開議いたします。

本日は、どうもご苦労様でございました。

~~~~~

延会 16時20分